



沖 選 管 第 430 号
令和 8 年 3 月 25 日

立候補予定者

立候補予定者関係政治団体代表者

} 殿

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武田 昌則



令和 8 年 9 月 13 日 執行予定の沖縄県知事選挙に係る公職の候補者等の
政治活動用ポスターの掲示禁止期間等について（通知）

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第16項及び第19項の規定により、沖縄県知事の任期満了の日の6か月前の日（令和8年3月29日）からみだしの選挙の期日までの間は、公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名等を表示するポスター及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターの新たな掲示が禁止されることとなるほか、期間前に既に掲示され、撤去がされていないこれらのポスターについても、法第147条の撤去命令の対象となることとなります。

また、後援団体以外の政党その他の政治団体が時局講演会の開催の周知等の名目で掲示するポスターであっても、実質的には立候補予定者自身の政治活動のために使用されると認められるものも同様に法の規制を受けることとなっています。

その他、上記の期間を問わず、候補者等の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するのぼり、看板、横断幕等（以下「のぼり等」という。）及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するのぼり等については、法第143条第16項第1号及び第3号にて、使用する場所、数量及び規格等が制限されています。

また、選挙運動のために使用されると認められる一切の文書図画についても、告示前に掲示することは、法第129条に抵触する事前運動として禁止されております。

これらのことについて、十分御承知いただいていることと存じますが、念のためお知らせするとともに、今後とも違反のない明るい選挙の推進に御尽力くださいますようお願いいたします。

なお、当該通知文書は立候補予定者及びその関係団体に送付している旨を申し添えます。